

## 令和元年における筑西労働基準監督署管内で発生した労働災害分析結果 (確定版)

筑西労働基準監督署 安全衛生課

- 管内の令和元年における休業4日以上之死傷災害は301件の発生であり、前年同期に比べ37件(11%)の減少となった。
- 死亡災害は、3月、製造業においてフォークリフトのフォーク上から墜落する災害が発生した。(フォークリフトの用途以外の使用)
- 主な業種における発生状況としては、製造業では29件の減少(20%減)となり、このうち、食料品製造業では10件の減少(31%減)、金属製品製造業では12件の減少(28%減)となったほか、建設業では3件の減少(10%減)、道路貨物運送業では16件の減少(32%減)及び小売業では12件の減少(39%減)となった。
- 主な事故の型別では、墜落・転落災害が全体の22%を占め、次いで挟まれ巻き込まれ災害が16%。また、転倒災害及び動作の反動・無理な動作によるものがそれぞれ15%を占めた。なお、主な業種では、製造業においては稼働中の機械設備を起因とする挟まれ巻き込まれ災害が29%を占めたほか、建設業では高所からの墜落・転落災害が29%及び道路貨物運送業では荷役作業中におけるトラック荷台からの墜落・転落災害が47%を占めた。
- 交通労働災害については全業種で12件の発生であり、特に道路貨物運送業、新聞販売業及び通信業において発生した。
- 事業場規模別の発生割合では、全業種においては労働者数50人未満の事業場で69%を占め、製造業では同規模で61%、建設業では10人未満規模で68%及び道路貨物運送業では50人未満規模で65%を占めた。
- 年齢別では、50歳以上の中高年齢者の労働災害が全業種の56%を占め、転倒災害では、74%が50歳以上の労働者において発生した。
- 外国人技能実習生が被災する災害は全業種で6件発生し、製造業のほか、建設業及び農業において外国人技能実習生が被災する労働災害の増加が懸念される状況にある。

**分析結果の総括**全体として前年に比べ減少したものの、これは著しく増加した平成30年の件数(338件)と比較したためであり、平成29年の件数(284件)と比較すると安易に減少傾向にあるものと判断することはできない状況。主な業種において強化すべき災害防止対策は、製造業では機械を確実に停止することにより必要な作業を行う挟まれ巻き込まれ災害防止対策、建設業では高所における墜落・転落災害防止対策、道路貨物運送業では荷役作業中におけるトラック荷台からの墜落・転落災害防止対策である。このほか、実効ある取組を推進するため、災害発生率の高い労働者数10人以上50人未満の事業場については、安全衛生推進者等の適切な選任及び職務の徹底のほか、現場で作業中の労働者を直接指揮・監督する立場にある者に対する職長安全衛生教育の適切な実施若しくは再教育について、併せて取組を強化する必要がある。また、製造業、建設業及び農業において増加が懸念される外国人技能実習生が被災する労働災害防止を徹底する必要がある。よって、当署としては、今後もあらゆる機会を活用し、これらの分析結果に基づき実効ある災害防止対策を推進させることとする。